

厚木市で、障がい者を雇用する事業主のみなさまへ

障害者雇用奨励交付金

厚木市では、障がい者の雇用の安定を促進するため、障がい者を雇用する事業主の皆様に対して、交付金を交付します。

申請は
毎年8月中です



令和6年度から
市内在住1人につき
10万円になりました

交付対象

従業員数が300人以下で、8月1日現在に次の要件を全て満たしている事業主の皆様です。

- ① 市内で1年以上事業を継続
- ② 市内の事業所に1年以上勤務する障がい者を常用雇用
- ③ 障害者雇用率(2.7%)を達成
- ④ 市税を完納

補助金額(1人当たり)

- ① 市内在住(8月1日を基準に3か月以上継続して市内に住所がある)の方に年額10万円
 - ② 市外在住の方に年額5万円
- ※ 厚木市内の事業所に1年以上勤務する常用雇用の障がい者が対象

交付の期間

雇用保険被保険者資格取得年月日から1年を経過した日以降、最初の8月1日から10年(雇用する障がい者一人一人について期間を算定)

【例】 雇用 (1年経過) 1年目申請 10年目申請
2025年5/1→(2026年5/1)→2026年8/1→……→2035年8/1

ただし、厚木市企業等の立地促進等に関する条例(平成21年条例第2号)第5条に規定する雇用奨励金の交付を受けた障がい者に係る交付金については、初年度は交付しないものとし、翌年度の基準日から起算して9年を限度とします。

裏面もご覧ください

申請期間

8月1日から31日まで(消印有効)

申請方法

電子申請システムまたは郵送による申請

「電子申請」は
申請書の作成から提出までを
一貫して行えます。

◆電子申請に御協力ください。

ただし電子申請の利用が難しい場合は、郵送による申請も可能です。

提出書類

- ① 厚木市障害者雇用奨励交付金交付申請書
- ② 障害者雇用内訳書
- ③ 役員等一覧表
- ④ 請求書
- ⑤ 身体障害者手帳・療育手帳(障がいがあることを証する書類も可)または精神障害者保健福祉手帳の写し
※ 精神障害者で手帳を所持していない方は、申請できません。
- ⑥ 雇用保険被保険者資格取得年月日が確認できるもの
- ⑦ 市税納税証明書
- ⑧ 対象障がい者の住民票
※ ⑦、⑧の書類は産業振興課で取得可能です。

●電子申請の場合、①～④の様式は電子申請システム上で作成します。
作成後、PDFデータとして保存が可能です。

●郵送による申請の場合、①～④の様式は市ホームページからダウンロードして御利用ください。

■電子申請の利用方法・各種様式は

厚木市 障害者雇用奨励交付金

検索



厚木市HP

申請先・問い合わせ先

厚木市 産業振興課

〒243-8511

厚木市中町3-17-17(厚木市役所第二庁舎8階)

電話 046-225-2585